

概要

1. 品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会の審査及び検査は、平成16年6月に策定された審査基本方針等に基づいて実施。

平成17事務年度においては、平成17年10月に4大監査法人に対して早急な検査等の措置を講じることとし、平成18年6月末まで4大監査法人への検査を実施。検査結果に基づき、4大監査法人の監査の品質管理に関する実態について、その概要を取りまとめ、平成18年6月30日に「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表。

検査結果に基づき、金融庁長官に対して、4大監査法人に対し業務改善指示をするよう勧告。

さらに、これまでの活動実績等を踏まえ、平成18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画を策定、公表。

2. 調査審議

金融庁長官は公認会計士等に対する懲戒処分等を決定する際、審査会の意見を聴かなければならず、審査会は懲戒処分等及び量定の妥当性について調査審議を行うこととなっている。

平成17事務年度においては、下記のとおり、調査審議を4件実施。

第37回審査会	(H17.9.13)	公認会計士2名
第53回審査会	(H18.3.28)	監査法人トーマツ及び公認会計士7名
第55回審査会	(H18.5.9)	中央青山監査法人及び公認会計士3名
第57回審査会	(H18.5.23)	公認会計士1名

3. 公認会計士試験の実施

平成15年5月の公認会計士法の改正により、公認会計士試験制度の大幅な見直しが行われ、これまでの試験体系の簡素化(3段階5回→1段階2回)、試験科目の見直し、試験科目の一部免除の拡大などを内容とする新公認会計士試験制度が発足し、平成18年から実施されている。

4. 諸外国の関係機関との協力

各国の監査人監督機関の国際会議が、相互の情報交換等を目的として開かれている。これまで5回開催され、平成17事務年度以降においては、平成17年10月18日にロンドンで第3回が、平成18年3月14日にシドニーで第4回が、同年9月15日にパリで第5回が開催された。